

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成30年12月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800247号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800108号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和45年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和45年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に昭和36年4月1日に入社し、平成13年4月30日に退職するまで継続して勤務していた。昭和45年8月1日付けで同社C支社から同社D支社に転勤したが、勤務が中断することはなかったため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和45年8月1日にA社C支社から同社D支社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C支社における厚

生年金保険被保険者名簿で確認できる昭和 45 年 6 月の記録から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 45 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、昭和 45 年 7 月について、事業主が資格喪失年月日を同年 8 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 7 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和 45 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。